解散公告

当社は、平成二十六年七月二十四日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月十二日

大阪市住之江区御崎七丁目九番一四号

合同会社辰巳

清算人　勇内　良太

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月十二日

大阪市東淀川区菅原六丁目九番二七号

有限会社アヤベビジネス

清算人　岡本　英和

解散公告

当社は、平成二十六年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月十二日

福岡市中央区長浜二丁目四番一号

ＣＰＴわいた株式会社

代表清算人　中村　誠司

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月十二日

福岡県春日市春日原北町四丁目五〇―七―一〇三号室

特定非営利活動法人コネクト九州

清算人　手島　真実

解散公告

当社は、平成二十六年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月十二日

大分県佐伯市大字鶴望五一九四番地の一一

株式会社プログレス二十一

代表清算人　宮本　哲陽

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十六年七月二十三日川崎市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年八月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月十二日

神奈川県川崎市多摩区登戸一九三六番地

ウッドソーレ弐番館一〇一号室

ＬＭ向ヶ丘遊園マンション建替組合

代表清算人　羽野　和行

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十六年七月十八日高知県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年八月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月十二日

高知県安芸郡東洋町大字河内三三九番地

清算法人東洋町小池土地改良区

代表清算人　松原　範幸

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十六年七月二日鳥取県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年八月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月十二日

鳥取県倉吉市葵町七二二番地

倉吉市土地開発公社

清算人　山﨑　昌徳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道旭川市神居一条一丁目二二二番地、最後の住所札幌市東区東苗穂一条三丁目二番一一号　札幌明啓院

被相続人　亡　長井　節子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月十二日

札幌市中央区北一条西七丁目三番地おおわだビル四階　札幌フロンティア法律事務所

相続財産管理人　弁護士　清平　温子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県一関市花泉町花泉字東鹿野二四番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　木村　和信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月十二日

岩手県一関市千厩町千厩字摩王五七番地三

相続財産管理人　加藤　勝彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県奥州市水沢区佐倉河字十月五番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　千葉　輝春

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月十二日

岩手県八幡平市大更第一八地割一番地一高佐ビル一階　北岩手りんどう法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中川　順平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県会津若松市建福寺前八番、最後の住所福島県会津若松市一箕町大字松長字下長原一五二番地枝雪零苑

被相続人　亡　菅家　幸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月十二日

福島県喜多方市字西四ツ谷二四番地一サニープラザ一階一〇三号室井川憲太郎法律事務所

相続財産管理人　弁護士　井川憲太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区東上野三丁目九八番地、最後の住所千葉県佐倉市西志津二丁目一五番三四号

被相続人　亡　早川　洋一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月十二日

事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番四号

マーキュリー千葉六階Ｂ室　日名子・東法律事務所

相続財産管理人　弁護士　日名子　暁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県十日町市菅刈二九六番地、最後の住所千葉県習志野市谷津二丁目一九番三―三〇五号

被相続人　亡　柳　一喜

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月十二日

事務所千葉市中央区長洲一丁目二二番三号

羽田ビル二階　本千葉総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　三浦　亜紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区天沼一丁目五二一番地、最後の住所東京都杉並区天沼一丁目四〇番七号

被相続人　亡　近嵐　みつ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月十二日

事務所東京都千代田区丸の内三丁目四番二号新日石ビルヂング九階宏和法律事務所

相続財産管理人　弁護士　飯田　隆